

第1回古座川町学校規模検討委員会 議事録

■ 日時 令和4年8月5日（金）19:00～20:40

■ 会場 古座川町公民館1階集会室

■ 委員名簿 古座川町学校規模検討委員会委員（12人）（敬称略、50音順）

上浦一剛（教育委員・古座川町教育委員会教育長職務代理者）

北裏説朗（地域代表・明神地区区長会長）

久保直也（保護者代表・古座中学校）

津本陽子（保護者代表・明神小学校）

中井 清（学校関係者・三尾川小学校校長）

中田 定（地域代表・三尾川地区区長会長）

仲本耕士（行政機関の職員・古座川町副町長）

橋本尚視（地域代表・高池地区区長会長）

濱地久夫（学校関係者・明神小学校校長・明神中学校校長）

矢倉麻実（保護者代表・三尾川小学校）

八舟 誠（保護者代表・高池小学校）

山口真理（保護者代表・明神中学校）

■ 出席者 委員 12人

事務局 3人（教育課長 洞内宏文、教育課専門員 吉崎和広、教育課副課長 井上孝弘）

教育長 中道 悟

■ 議事

1 開会

2 委員委嘱について

3 教育長あいさつ

4 委員自己紹介

5 事務局職員自己紹介

6 委員長・副委員長選出

7 会議の公開について

8 議事

（1）事務局説明

①委員会設置の目的と検討の必要性

②委員会における検討事項・検討スケジュール

（2）協議

（3）次回会議の日程について

（4）その他

9 閉会



1 開会

2 委員委嘱について

3 教育長あいさつ

- ・本日ここに、「古座川町学校規模検討委員会」の第1回の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様におかれましては、平素より古座川町の教育活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
- ・ご承知のことと思いますが古座川町は、小学校3校、中学校2校あわせて5校あります。町域はたいへん広いので地域によって、実情に応じた教育をおこなっております。
- ・学校規模につきましては、「小規模校」と「過小規模校」があり、ICTの活用や異学年グループの班活動等工夫を用いて、それぞれの良さを教育活動に最大化するように努めていますが、アンケート調査結果にもありました通り、「主体的・対話的で深い学び」という面や、部活動での選択肢等の学校規模も影響しているであろう様々な課題があげられている状況もあります。アンケート調査結果からも、教育委員会といたしましては、良好な教育環境を考える上で、古座川町立の小学校および中学校の適正配置の検討が必要であると認識しておるところでございます。
- ・ここに、よりよい教育環境を確保し、児童生徒の教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、町立小中学校の適正規模・適正配置についてご検討いただく、この「古座川町学校規模検討委員会」をお願いした次第でございます。
- ・「古座川町学校規模検討委員会」では、古座川町の子どもたちがより良い教育環境の中で、効果的な教育が受けられるための条件を整備するといった教育的観点を中心に、ご検討いただきたいと考えております。
- ・さらに、小学校区ごとに地域コミュニティを形成しているなどのこれまでの経過、地域の実情などの諸条件も踏まえ、大所高所から検討していただきたいと考えております。
- ・委員の皆様には、こうした趣旨をご理解の上、活発にご議論いただきますようお願いいたします。
- ・さて、今回の検討委員会は、特に地域・町民に関係の深い学校の問題について検討いただくため、当委員会の協議過程をホームページにより公開しながら、古座川町の学校規模について、多くの町民の皆様の意見をふまえた最終的な基本方針をまとめていただきたいと考えております。
- ・誠に勝手なお願いでございますが、その課題の重要性及び緊急性から、できる限り早い時期に提言を頂ければ幸いに存じます。可能であれば、本年度中をお願いしたいと思っております。
- ・最後になりましたが、このことが委員の皆様方のご議論を通じて、本町の学校教育の大きな柱になりますことを心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

4 委員自己紹介

5 事務局職員自己紹介

6 委員長・副委員長の選出

- ・古座川町学校規模検討委員会設置要綱第6条により、委員長に上浦委員が委員の協議により選出された。
- ・副委員長は委員の中から委員長が指名することになり、次回第2回委員会に指名することになった。

委員長選出後に教育長から委員長に諮問書を渡す。（別紙資料「諮問書」）

7 会議の公開について

- ・検討委員会は、特に地域・町民の皆様に関係の深い小・中学校の問題について検討するため、当委員会の協議過程等をホームページにより公開します。
- ・会議録の発言者名は、「古座川町情報公開条例第6条第2項」並びに「古座川町情報公開条例第6条第7項」による意思形成過程情報と判断し、非公開とします。また、その議事・協議内容は、要点筆記で掲載します。

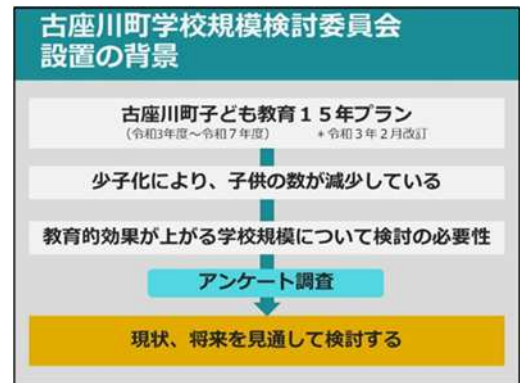
8 議事

(1) 事務局説明

■ 学校規模検討委員会の設置の背景について

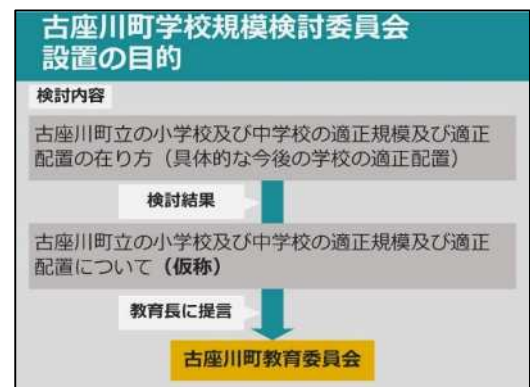
□ 事務局

- ・古座川町では「古座川町に住みたい！」「古座川町で子育てをしたい！」という人が増えるような魅力ある町づくりのために、<教育環境の充実>を掲げています。「古座川町子ども教育15年プラン」は、古座川町に生まれ育ち、中学校を卒業するまでの0歳から15歳までの子どもたち一人一人の育ちを大切に、保小中の一貫した教育を進めていくための計画です。これは、令和3年～令和7年度の5年間に古座川町が取り組むべき教育の方向性を示す「古座川町教育振興基本計画」にあたります。
- ・全国的な傾向でもありますが古座川町でも少子化の進行による児童・生徒数が減少しており、<教育環境の充実>を考えた場合、学校の活力や教育効果を維持する上で様々な課題が生じていると思われました。多くの自治体で、子どもたちにとってより良い教育環境を整備しようと、通学区域の変更や学校の統廃合を含めた様々な取り組みがされています。
- ・そして、そのような情勢のなか古座川町でも、令和4年1月に明神中学校区・明神小学校区・三尾川小学校区にお住まいで、保育所に通所または小学校・中学校に通学されているお子さんの保護者の皆様方を対象に、古座川町の今後の園児児童生徒数の推移をお知らせするとともに、「アンケート調査」を実施しました。その結果からも、古座川町教育委員会では、良好な教育環境を考える上で、古座川町立の小学校および中学校の適正配置の検討を喫緊の課題と位置付けました。
- ・「古座川町学校規模検討委員会」ではアンケート調査結果等の現状を踏まえつつ、将来を見通して検討をお願いしたいと考えています。



■ 委員会の設置の目的について

- ・検討委員会の目的は、「古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について」です。具体的な今後の学校の適正配置までご検討いただき、その結果を（仮称）ではありますが、「古座川町立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置について」にまとめていただき教育長に答申をしていただくことです。
- ・いただきました答申を町当局と協議しながら、決定し具体化する流れになります。



■本町の現状（小中学校の児童生徒数の推移内訳）について

・それでは古座川町の現状についてみていきたいと思ひます。

まず、令和4年度の古座川町立の学校の概要です。御存知のとおり、中学校は古座中学校・明神中学校の2校です。

古座中学校は高池小学校区、串本町の古座小学校区、田原小学校区の3小学校区からなります。明神中学校は明神小学校区、三尾川小学校区の2小学校区からなります。小学校は高池小学校・明神小学校・三尾川小学校の3校です。

・続いて、古座川町における小中学校に在籍するの児童・生徒数の推移内訳（令和4年7月1日現在）についてご説明します。スライド資料は、アンケート調査時に添付させていただいた資料の令和4年7月1日現在のものです。

ご覧いただいた推移表は令和5年以降については、未就学児童数からの見込みです。また赤色のフォントの数は複式学級在籍児童・生徒を表しています。

・「小中学校の児童・生徒数の推移内訳」の2枚のスライドにもありますとおり令和9年度（古座川町の未就学児に基づいて想定しているため、令和10年度以降は現時点では想定できない）まで古座川町内の小学生は減少していきます。その状況にともない、高池小学校においては、6学級から3学級に、明神小学校には3学級、三尾川小には2学級から3学級、明神中学校2学級で推移します。スライド資料からみてとれますように、令和9年度においては、小学校においては、すべて複式学級になります。複式学級には良いと思われることもたくさんあり、是非についてお話ししているではありませんが、こうした状況は学級数の減少と同時に県より定められている教職員数も減少をもたらします。

古座川町の現状	
令和4年度古座川町立学校の概要	
古座川町の総人口	2,474人
中学校	2校 90人（内古座川町民45人）
小学校	3校 80人
（令和4年7月1日現在）	

小中学校の児童・生徒数の推移内訳		（令和4年7月1日現在）																		
学級名	令和4年度						令和5年度						令和6年度							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
高池	7	12	8	16	10	10	8	7	12	8	16	10	6	2	1	7	12	8	16	5
明神	4	1	1	3	1	1	1	4	1	1	3	1	1	4	1	1	1	1	1	1
三尾川	2	0	1	1	0	2	0	2	0	1	1	0	4	3	0	2	0	1	1	2
小計	13	13	10	18	13	13	9	13	13	10	18	13	7	8	9	13	13	10	18	
明神中	5	7	1				13	3	5	7			15	3	3	5				11
古座中	12	9	11				32	10	12	9			31	10	10	12				32
三尾川小	12	13	20				45	11	12	13			36	14	11	12				37
高池小	24	22	31				77	21	24	22			67	24	21	24				69
小計	29	29	32				90	24	29	29			82	27	24	29				80

小中学校の児童・生徒数推移内訳		（令和4年7月1日現在）																		
学級名	令和7年度						令和8年度						令和9年度							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
高池	8	3	0	7	12	8	45	3	0	3	0	7	12	40	4	3	0	2	0	7
明神	2	4	1	4	1	1	13	1	2	4	1	4	1	13	1	2	4	1	4	1
三尾川	1	3	0	3	0	1	7	3	1	3	0	3	0	8	3	2	1	3	0	1
小計	11	9	9	13	13	10	65	6	11	9	9	13	61	8	6	11	9	9	13	
明神中	2	3	3				8	2	2	3			7	1	2	2				5
古座中	16	10	10				36	8	16	10			34	12	8	16				36
三尾川小	14	14	11				39	15	14	14			43	15	15	14				44
高池小	30	24	21				75	23	30	24			77	27	23	30				80
小計	32	27	24				83	25	32	27			84	28	25	32				85

・今回の検討委員会の判断材料として、教職員定数や規模のちがいがからの教育上の観点からまとめたものを委員様からお申し出いただければ次回以降の検討委員会で提出可能です。

■委員会における検討事項および検討の進行について（提案）

・検討事項及び検討の進行についての提案です。

①検討を2段階に分けて考えて、総論として、古座川町としての適正規模や適正配置の考え方を検討し、古座川町としての基準をつくっていただく。

そして、その基準にしたがって統廃合等の適正配置を進める。（その際には、「よりよい教育環境を確保する」という視点を大切にしたい検討をお願いします。）

②もうひとつは、古座川町の学校数及びアンケート調査を基にした今現在の保護者様のお考え等を基に、各校を個別に検討していくという方法もあろうかと存じます。ご検討よろしくお願ひ申し上げます。

検討事項及び検討の進行（案）	
よりよい教育環境の確保	
過小規模校のメリット・デメリット （活力・多様な教育を維持できる規模とは）	
各校を個別に	

■適正規模（和歌山県教育委員会）について

- ・和歌山県教育委員会における適正規模化の考えについて紹介します。（パワーポイントスライドで確認）
- ・古座川町の各小中学校の規模は、和歌山県の適正規模の基準を下回っている。
- ・地域の実情や児童生徒数の推移数を勘案し、適正規模化について検討を進めていく必要がある。

和歌山県教育委員会（資料抜粋）

（2）子どもの学習環境を充実させ、複式学級を解消するために、中山間地域などにある過小規模校・中学校の統廃合を検討すべきである。

（5）現状の学校規模や地理的条件などから、統廃合を実施しても適正規模になることが見込めない学校であっても、教育活動の活力の維持、複式学級の解消等の観点から、1学級20人程度の児童生徒の学級規模を目指し、統廃合を積極的に検討すべきである。

和歌山県教育委員会「公立・中学校の適正規模について」（編註）
（平成18年6月13日）

和歌山県教育委員会（資料抜粋）

公立小・中学校の適正規模化について

1 小・中学校の適正規模の基準

学校の活力を維持・発展させる観点から、以下の適正規模を基準とする。

（1）小学校においては、クラス替えが可能である

1学年平均2学級を下限とする12学級～18学級。

（2）中学校においては、クラス替えが可能であり、教科担任制と学習集団の弾力的な編成のための教員確保が可能になる **1学年平均3学級**を下限とする9学級～18学級。

和歌山県教育委員会（資料抜粋）

2 学校統廃合の検討

適正規模の基準を下回る学校については、市町村教育委員会において地域の実情や児童生徒数の推移等を勘案し、適正規模化について検討を進めていく必要がある。とりわけ以下に該当する学校については、積極的な検討が望まれる。

（1）多様な学習形態での指導、多様な部活動の実施等を実現するため、適正規模の基準を下回る中学校の統廃合を検討すべきである。

■学校規模の標準についての対応の目安（文部科学省）について

- ・文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引から、学校規模の標準を下回る場合についての対応について紹介します。（パワーポイントスライドで確認）
- ・最後のパワーポイントスライドにあるように、学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている弾力的なものであるため、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいておこなわれなければならない。

文部科学省（資料抜粋）

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

（12学級以上18学級以下）

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統廃合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

文部科学省（資料抜粋）

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学級規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統廃合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

文部科学省（資料抜粋）

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統廃合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

文部科学省（資料抜粋）

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学級規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統廃合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

文部科学省（資料抜粋）

各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものです。もとより学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。

文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
～少子化に対応した活力づくりに向けて～ 平成27年1月27日

■古座川町アンケート調査の結果から

- ・今回のアンケート結果（令和4年1月～2月に実施）の概要版です。
- ・配付資料のアンケート調査報告書に報告させていただいたとおり、古座川町立小中学校の学校の再編等を検討するにあたり、明神中学校区・明神小学校区・三尾川小学校区にお住まいで、保育所に通所または小学校・中学校に通学されているお子さんの保護者の皆様方を対象に実施し、配付32世帯中23世帯から回答いただきました。
- ・アンケート調査の意見欄にも、皆様への教育行政の思いを多数よせていただいております。その結果からも、古座川町教育委員会では、良好な教育環境を考える上で、古座川町立の小学校および中学校の適正配置の検討を喫緊の課題と位置付けています。
- ・なお、私の説明終了後、委員の皆様方のご意見をよろしく願い申し上げます。

古座川町アンケート調査の結果から		
概要版		
三尾川地域（10）		
統合やむなし	5	3
反対	3	4
わからない	2	3
明神地域（7）		
統合やむなし	7	5
反対	0	2
わからない	0	0
未就学・地域不明（6）		
統合やむなし	4	2
反対	1	3
わからない	1	1

■今後のスケジュールについて

- ・最後に、検討委員会の今後のスケジュールについてお話しします。検討委員会を全部で5回開催させていただく予定をしております。先ほどの検討事項および検討の進行についてスライドでお話しさせていただいたとおり、検討進行の持ち方によって異なってくると思います。
- ・以上で、設置の目的や検討事項及び検討のスケジュールについての説明を終わります。ありがとうございました。

今後の検討スケジュール		
回	開催日	内容
第1回	8月5日	今回
第2回	9月中旬予定	古座川町立の小学校及び中学校の適正規模、適正配置について
第3回	11月上旬予定	古座川町立の小学校及び中学校の適正規模、適正配置について 古座川町立の各校について
第4回	1月中旬予定	古座川町立の各校について
第5回	2月中旬予定	・答申（案）について

(2) 協議

□事務局

- ・こういった資料を手がかりに古座川町の適正規模・適正配置の姿を掴んでいただけたらと思います。今日はこれを議論し深めていく時間は十分にはありませんが、アンケート調査結果報告書についてのご意見、説明をお聞きになってもう少しこんなところを知りたいとか、示して欲しいとかがあれば時間をお取りしたいと思います。いかがでしょうか。

【 協議 】

- ・適正配置とは何かわかる文書を次回までに送って欲しいです。文部科学省と和歌山県教育委員会の適正配置の違いがわかる資料の提出をお願いします。
- ・学級編成基準について、複式学級の基準等を分かりやすい資料にして、会議の前までに送っておいて欲しいです。国や県の指針等があるのだったら会議の前までに送ってもらいたい。わからないから何を検討していいかわからないようになってしまいます。
- ・先生のメリット、デメリット、学生のメリット、デメリット、保護者のメリット、デメリットを教えてください。
- ・アンケート結果では、明神地域の保護者の方は比較的統合やむなしの考え方なのですが、三尾川地域の保護者の方は、半分はわからないや反対と言う意見が出ている結果になっています。三尾川地域の保護者の意見で、学校がなくなってしまうと地域が廃れてしまうという意見があります。
- ・明神の方へ行ってしまうと水害とか災害の面で困る部分があるとご意見をいただいていると思いますので、保護者様のご意見を聞いた上で（大事で）、ここで、全体的な判断は難しいのかなと印象を受けました。最後に古座川町立小学校中学校の推移で、各校廃校になって経緯があるのですが、これはどのように廃校に至ったのか経緯を教えてください

たいです。

- ・人数的に考えたら統合した方が良くないかと思っています。
- ・人数が少なかったら少ないでメリットもある。学校は、授業や遊ぶだけでなく楽しかったらよいというわけではない。もめごとなど自分たちで解決させる力は一人ではできない。学校はいろいろなことを学ぶ場で、一人でも多くの同級生があった方が良くないかと思います。
- ・（学級）1人でも楽しそうでした。同級生が10人いる学校や全校生徒が60人くらいの学校に比べたら出来ない事などたくさんあることは理解しています。少人数ですからこそ、メリットはたくさんあると思っているので統合しなくても良いと思います。統合するかなどの意見はここにあるのですが、実際に子供たちがどう思っているのかすごく気になります。私は、子どもたちにアンケートを取った方が良くないかと思っています。
- ・（自身）統廃合を経験しています。本校へ統合して同級生が出来てすごく楽しかったです。子供たちの気持ちが一番大事ですので、アンケートを取るの、すごく良い案だと思います。人数が少ない時の競争心とかいろんな経験をするうえで物足りないかと思っています。
- ・平成3年に明神中学校へ三尾川中学校が統合した時に統合問題に参加させて頂きました。3年くらいかかりました。最終的には多数決で、保護者と児童、生徒の意見が重要で地域の方は、その統合の審議の中には入っていませんでした。アンケートの結果で明神地域の統合に賛成意見があったが、三尾川の生徒が明神の校舎へ行くことを前提に考えているのではないかと思っています。
- ・子どもの意見アンケートを取って聞いてみたい。
- ・以前古座川町で統合をおこなった際の経緯を確認したい。
- ・教育委員会も魅力ある授業づくりを提案して頂いて、全国的にも模範となるような授業、安易に統合を選ぶのではなく、全国的に視察が来ている市町村を調査してそのような授業が出来ないのか学校等に話をしたいです。
- ・行政にお願い。18歳までは医療費無料としているので、通学定期の補助など幅広い対応を考えて頂きたい。長期総合計画の中に何がうたわれているのか。

□事務局

- ・ありがとうございました。
- ・まだまだ細かくみていきますと、ご意見や疑問も出てくるかと思いますが、今回は、委員の顔合わせと情報交換とさせていただきます、終わりの予定時刻になっておりますので本日の協議はここで終わりにさせていただきますと思います。

(3) 次回会議の日程について

- ・調整し、次回の会議の日程を次のとおり決定した。
第2回古座川町学校規模検討委員会 9月22日（木）19:00～20:30
古座川町公民館 1階集会室

(4) その他

□事務局

- ・検討にあたり、このような資料が必要だというものがありましたら、事務局までご連絡いただければ用意いたします。

9、閉会

- ・それでは、他にご意見がなければ、これで会議を終了します。
- ・本日は、第1回の会議ということで、検討委員会の役割や今後の予定などを中心に事務局から説明がありました。今回は、アンケートや資料を参照しながら、委員様のご意見を頂戴し検討していきたいと思っております。本日はありがとうございました。